

秋田市成年後見制度利用促進基本計画について

1 概要

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年度から5年度までの2年間の計画期間とする標記計画の策定作業を進めている。

策定に当たっては、秋田市社会福祉審議会に市長が諮問し、実際の策定作業は同審議会から委任された地域福祉専門分科会において審議を進め、別紙のとおり計画案を取りまとめた。

2 計画の構成

第1章 成年後見利用促進基本計画の基本的事項
1 計画策定の背景 2 計画の目的 3 計画の位置づけ 4 計画の期間 5 推進体制と進行管理
第2章 成年後見制度を取り巻く現状と課題
1 高齢者数の推移 2 障がい者数の推移 3 制度の利用状況 4 制度の認知度について 5 成年後見制度利用促進における課題
第3章 計画の施策体系および実現に向けた取組
1 基本理念と目指す姿 2 基本目標 3 施策の体系 4 施策における取組
資料編

3 基本目標

本計画において本市が目指す方向性を示すものとして、3つの基本目標を定め、基本目標ごとに施策、取組を設定する。

基本目標 1 権利擁護を地域で支える地域連携ネットワークづくり

施策 1 地域連携ネットワークの構築

- (1) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- (2) 地域連携ネットワーク構築における「中核機関」の整備
- (3) 「秋田市成年後見制度利用促進協議会」の設置、運営

施策 2 利用者の把握と早期発見・早期対応

- (1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- (2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

基本目標 2 利用者がメリットを実感できる制度運用

施策 3 利用者本人の意思決定支援および身上保護の実施

- (1) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用への支援体制整備

施策 4 後見人の選任における配慮

- (1) 家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を的確に伝えられる体制の整備

施策 5 後見制度と他のサービスとの一体的提供

- (1) 日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- (2) 成年後見制度利用支援事業

基本目標 3 制度理解と不正防止の仕組みの構築

施策 6 後見人制度の理解の促進

- (1) 成年後見制度の普及啓発および正しく適切な制度理解

施策 7 関係機関の連携による不正防止への取組

- (1) 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備による不正の未然防止

4 策定スケジュール

時期		内容
令和 3 年	5 月	第 1 回社会福祉審議会全体会（諮問）
	6 月	秋田市議会厚生委員会（概要説明） 第 1 回地域福祉専門分科会（現状・課題の把握、骨子等審議）
	10 月	第 2 回地域福祉専門分科会（素案審議）
	12 月	秋田市議会厚生委員会（素案説明）、パブリックコメント
令和 4 年	1 月	第 3 回地域福祉専門分科会（成案確認）
	2 月	第 2 回社会福祉審議会全体会（成案報告・答申）
	3 月	秋田市議会厚生委員会（報告）、計画策定・公表